

令和2年度 臨時号  
 コロナウイルス対策

# よかわ商工会だより

発行所 吉川町商工会  
 吉川町吉安 246  
 TEL:72-1406 FAX:72-1724

## 持続化給付金のお知らせ

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者には、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金が給付されます。

**給付額** (前年同月比が50%下がっている事業所が対象)

法人 最大で200万円 個人 最大で100万円  
 5月1日(金)より申請受付が開始されました。  
 新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、迅速かつ安全に給付を行うため、電子申請を原則としています。  
 詳細は「持続化給付金」の事務局ホームページをご確認ください。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

申請要領やよくあるお問合せ等を公開しております。  
 こちらも併せてご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

お問い合わせは、コールセンター(電話0120-115-570)  
 ※スマートフォンでも手続き可能です。インターネット等ご覧になれない方は、商工会までご相談ください。

## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 税制上の措置等の一覧

### (国税関係)

- ・納税の猶予制度の特例
- ・欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ・テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

- ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ・消費税の課税選択の変更に係る特例
- ・特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

### (地方税関係)

- ・徴収の猶予制度の特例
- ・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置
- ・生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
- ・自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
- ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
- ・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化
- ・イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

### (社会保険料関係)

- ・厚生年金保険料等の納付猶予の特例
- ・労働保険料等の納付猶予の特例

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)

## 三木市中小企業事業継続支援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に影響を受けている市内の中小企業者に対して、給付金を支給することにより、事業活動の継続を支援します。

### 申請期限

5月7日(木)～7月31日(金)(消印有効)

申請日において次の1～4のすべてに該当する方を対象としています。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 市内に住所を有し、及び市内に主たる事業所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する法人であること。
- (3) 令和2年6月30日までに次のいずれかに該当する方であること。

ア 中小企業信用保険法に規定するセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受け、新型コロナウイルス感染症対策として兵庫県中小企業融資制度を利用し、金融機関から融資を受けていること。

イ 新型コロナウイルス感染症対策により日本政策金融公庫から融資を受けていること。

ウ 新型コロナウイルス感染症対策により商工組合中央金庫から融資を受けていること。

- (4) 市税の滞納がないこと。

「市内に住民登録があり、市内に主たる事業所・店舗を有している個人事業主」、「市内に本社・本店登記がある会社」が該当します。

**給付金の額** 融資額の5%(上限30万円)

※1,000円未満の端数は切り捨て

以下の書類をご準備の上、郵便で提出してください

- (1) 申請書(三木市のHPからダウンロードして下さい)
- (2) 添付書類

ア 貴事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、金融機関から融資を受けたこと及び融資金額を証する書類

(例) 融資契約時の控え：金銭消費貸借契約書の写し等

融資を受けたことがわかる書類：融資計算書等の写し等

イ 給付金の受取口座が確認できるもの(預金通帳の写等)

ウ 法人については、履歴事項全部証明書の写し

エ セーフティネット保証の認定を受けた場合、信用保証協会が発行する信用保証決定書の写し

活用した融資制度のわかる書類：信用保証決定のお知らせの写し

### 【提出先及び問合せ先】

※簡易書留 やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法でのご提出を推奨します。

三木市産業振興部商工振興課 中小企業給付金担当

〒673 0492 三木市上の丸町 10-30

TEL0794 82 2000 (内 2231・2234 FAX 0794 82 9728

受付：月曜日～金曜日(8時30分～17時、祝日除く)

新型コロナウイルス関連等対策情報・各種補助金情報

兵庫県と三木市の協調による  
「休業要請事業者経営継続支援金」のご案内

■趣旨  
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、兵庫県が行った施設の使用停止や時間短縮の要請に応じた中小法人・個人事業主を対象に、その事業の継続を支えるための支援金が支給されます。

■対象  
次の3つの要件をすべて満たす中小法人及び個人事業主の方が対象となります。

- (1) 兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主で、令和2年3月1日以前に創業していること
- (2) 令和2年4月又は5月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること
- (3) 県の休業要請等に応じて、対象となる施設を期間中、継続して休業していること

※その他細かい要件がございます。  
■申請期限 令和2年4月28日から6月30日まで

■お問い合わせ  
経営継続支援金相談ダイヤル  
開設時間 午前9時～午後5時（土日祝日を含む毎日）  
電話番号 078-361-2281

民間金融機関における実質無利子・無担保融資

制度概要

兵庫県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも、**実質無利子※・無担保・据置最大5年融資**を拡大します。  
あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の保証料を半額又はゼロにします。

対象要件

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

- ・個人事業主（事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ）  
売上高▲5% 保証料ゼロ・金利ゼロ
- ・小・中規模事業者（上記除く）  
売上高▲5%：保証料1/2  
売上高▲15%：保証料ゼロ・金利ゼロ

その他の要件

- ・融資上限額：3000万円
- ・補助期間：保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間 ※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者負担。
- ・融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- ・担保：無担保
- ・保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）。

※詳しくは、お取引のある金融機関か最寄りの金融機関にご相談ください。

持続化補助金(コロナ特別対応型)が新設

新型コロナウイルス感染症が事業者に多大な影響を及ぼしていることを考慮して、中小企業、小規模企業の生産性向上、販路開拓を支援するため、特別枠が追加されました。

[対象] 小規模事業者等

[補助上限] 100万円

[補助率] 2/3

[申請締切] 5月15日(金) 必着

※以後も複数回の締切を設けて公募予定

新型コロナウイルス対策マル経の拡充及び運用改善並びに運用開始について

下線部分が拡充及び改善されました。主な改正としては、借り換え、無利子化へ対応しました。

制度名	コロナ特貸 (マル普)	コロナマル経
貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受け、最近1か月間の売上高が5%以上減少している事業者	
貸付限度額	別枠6,000万円	別枠1,000万円
貸付利率	○3,000万円以内まで 当初3年間:災害金利(1.36%)▲0.9%(0.46%) 4年目以降:災害金利(1.36%) ※借換部分も対象となる。 ○3,000万円超 全期間:災害利率(1.36%)	当初3年間: 経営改善利率(1.21%)▲0.9%(0.31%) 4年目以降: 経営改善利率(1.21%) ※借換部分も対象となる。
貸付期間 (据置期間)	設備:20年(5年) 運転:15年(5年)	設備:10年(4年) 運転:7年(3年)
その他	○一定の条件に該当した場合、無利子化 ○一定の条件に該当した場合、SN貸付及び激変貸付から遡及適用可能 ○法人の場合、一定の条件に該当した場合、経営者保証を免除できる。	○一定の条件に該当した場合、無利子化 ○一定の条件に該当した場合、一般マル経を遡及適用可能

※日本政策金融公庫の融資制度になります。商工会にご相談ください。電話0794-72-1406